



私的録音補償金制度について

07.3.15

CPRA顧問弁護士 藤原 浩



著作権法30条

- 昭和45年制定の現行著作権法30条

個人的に又は家庭内等で使用すること
(私的使用)を目的とする場合、著作物(音
楽)を自由かつ無償で使用できる

法102条で、著作隣接権(実演家やレ
コード製作者の権利)にも準用

私的使用目的で、CDを録音することは
自由かつ無償(権利者の許諾は不要)



私的複製が許される理由

- ベルヌ条約9条2項で、複製権の制限は、特別の場合で、著作物の通常の利用を妨げるものではなく、著作者の正当な利益を不当に害しない場合に限る(「3ステップテスト」)
- 私的複製は零細なものであり、権利者の利益に大きな影響を及ぼさない 私的複製を認めても、条約には違反しない(1970年当時)



補償金制度の導入へ

- その後の複製技術の進歩 音楽や映画などを録音・録画して楽しむことが当たり前
社会全体として大量の録音物・録画物
- デジタル技術の発展普及 市販のCDやビデオと同質の複製物が作成され保存される
- このままの状況では、著作者等の利益が不当に害されるおそれ 補償金制度へ



平成4年(1992年)法改正

- 国際的にも、権利者に一定の補償措置
ドイツ(1965年)、フランス(1985年)、
アメリカ(1992年)
- 我が国も昭和52年から検討 著作権審
議会第10小委員会、補償金制度の導入
を提言
- 平成4年法改正 30条に2項が追加 私
的録音録画補償金制度の創設



30条2項(補償金制度)の概要

- 私的複製は自由(従前と同じ)
- **デジタル方式**の録音・録画機器及び記録媒体を用いて**私的録音・録画を行う者は**、著作権者等に対し、**相当な額の補償金を支払わなければならない**(30条2項) デジタル方式の私的複製につき、「無償」を見直し
- 補償金は、文化庁長官が認可する一定の額を機器や媒体の代金に上乗せ ユーザーが購入時に支払う形(ユーザー負担)



政令指定と補償金

- 補償金の対象となる機器・記録媒体
政令で指定する(特定機器・記録媒体)
- 政令指定の要件～特定機器
デジタル方式の録音・録画機能
民生用(放送等の業務用ではない)
附属する機能でないこと
- 政令指定の要件～特定記録媒体
特定機器の用に供されるもの



補償金の徴収システム

- 私的録音補償金 特定機器・記録媒体
- 権利行使は、指定管理団体のみが行う
S A R A H (私的録音補償金管理協会)
J A S R A C・芸団協 (C P R A)・レコード協会を構
成員とし、役員には、消費者や製造業者も。
- 補償金の支払は、ユーザーではなく、協力
義務を負うと定められた製造業者を通じて
S A R A Hに支払う



私的録音補償金制度のスタート

- 政令指定(平成5年6月)
DAT、DCC、MDの3種類でスタート
- 私的録音補償金の推移
MDの普及
平成6年 1.1億円
平成13年 40.3億円
平成14年以降は急激に減少



私的録音補償金制度のひずみ

- デジタル方式の私的録音が普及・進展
平成14年以降、補償金が減少
- MD以降、デジタル録音機器・機材に対する政令指定は、CD-R、CD-RWのみ(平成10年)
CDはパソコンで録音(非政令指定)
パソコン向けのデータ用CDも対象外
- 「定率制」による補償金単価の下落
23.6円(平成7年)から3.71円(平成17年)に



補償金制度の問題点

専用機に限るとの運用(媒体も含め)

「専用機」以外によるデジタル方式の私
的録音を野放しに「媒体」も
支払義務者をユーザーとする点

私的録音をしないユーザーに課金でき
ないというドグマの前に、私的録音の実態
を無視

定率制の矛盾

販売価格のオープン化による矛盾



補償金制度見直しの動き

- 平成15年ころから、関係当事者協議
政令指定のあり方など
- 補償金対象機器・記録媒体の見直しにつき、平成18年2月の文化審議会著作権分科会は、デジタルオーディオプレーヤなどの課金を見送り
結論を先送り。平成19年度中に私的録音録画
補償金制度そのものの抜本的な見直しを行う



終わりに

- 補償金制度の見直し(今年が正念場)
 - デジタル録音の実態を見据えた議論
 - 専用機との決別、ユーザー負担の是非
 - DRMと私的領域との関係
 - 私的録音を否定するのか？
 - 条約上の問題
 - 権利者の正当な利益は？